

○国土交通省告示第八百四十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成二十三年国土交通省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月三十一日

国土交通大臣 羽田雄一郎

本文に次の一号を加える。

三 風力発電設備（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。